

## ■あっせん部会要領（案）

もくてき  
（目的）

だい じょう 第1条 この要領は、障害者の差別の解消を支援する地域協議会（以下「地域協議会」という。）規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（以下、「条例」という。）第12条及び第13条に定める手続に必要な事項を定めるものとする。

ぶかい せきむ  
（あっせん部会の責務）

だい じょう 第2条 あっせん部会（以下「部会」という。）は、この要領に従い、独立して、事案の究明及び紛争の解決に努め、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

てつづき ひこうかい  
（手続の非公開）

だい じょう 第3条 部会におけるあっせん手続は、非公開とする。

かいし  
（あっせんの開始）

だい じょう 第4条 あっせん手続は、市長が、地域協議会に対し、あっせんを行うよう求めたときに開始する。

- 2 部会は、あっせん手続開始後、すみやかに当事者双方に、部会の委員の氏名、あっせん手続期日、場所、あっせん手続の概要等必要な事項の通知をする。

3 部会ぶかいは、あっせんあつせん手続てつづき開始かいし後ご、すみやかに、申立書もうしたてしょの写し及び申立人うつ およ もうしたてにんが

提出ていしゅつした証拠書類しょうこしよるいの写しを相手方あいてがたに送付そうふする。

(手続てつづきに関する合意かん ごうい)

第5条だい じょう あっせん手続てつづきは、この要領ようりょうにより行おこなう。ただし、部会ぶかいは、適当てきとうと

認めるときは当事者みとの意見とうじしゃを聞き、あっせんあつせんの趣旨しゆしを害がいさない限度げんどで、公正こうせいか

つ任意にんいに手続的事項てつづきてきじこうを定めさだることができる。

(答弁書とうべんしょの提出ていしゅつ)

第6条だい じょう 部会ぶかいは、相手方あいてがたに申立書もうしたてしょの写しを送付うつしている場合そうふ、相手方ばあいに対してあいてがた、

第1回期日だい かいきじつまでに答弁書とうべんしょを提出ていしゅつするよう求めもとることができる。

(意見聴取いけんちようしゅ)

第7条だい じょう 部会ぶかいは、あっせんあつせんについて必要ひつようと認めみとる限度げんどで、あっせん手続てつづきの期日きじつ

において当事者とうじしゃを同席どうせきさせ、公正こうせいかつ適当てきとうな方法ほうほうで当事者とうじしゃその他利害関係人たりがいかんけいにん

若しくは第三者もの意見聴取だいさんしゃ いけんちようしゅを行おこない、又は必要またな調査ひつよう ちょうさを行おこなうことができる。

2 部会ぶかいが適当てきとうと認めみとる場合ばあいには、あっせん手続てつづきの期日きじつにおける意見聴取いけんちようしゅは、

個別こべつに行おこなうことができる。

(合意ごういの成立せいりつ)

第8条だい じょう あっせん手続てつづきにおいて、当事者間とうじしゃかんに合意ごういが成立せいりつした時ときには、部会ぶかいは、

その合意ごういが強行法規きょうこうほうきまたは公序良俗こうじょりょうぞくに反はんする等相当とうそうとうでないみとと認めばあいる場合

のぞき、当該事案において提供されるべき合理的配慮その他の合意事項を確認  
するため、合意書を作成の上、両当事者が記名捺印をする。

(あっせん案)

第9条 部会は、事件の全部または一部について、あっせん案を出すことが  
できる。当事者双方が希望する場合は、部会はあっせん案を出さなければな  
らない。

2 あっせん案は、原則として書面により当事者双方に対して交付されるもの  
とする。

3 部会が適当と認めるとき又は、申立人又は相手方から求めがあったとき  
には、あっせん案の理由を書面又は口頭で申立人又は相手方に説明するもの  
とする。

4 あっせん案を当事者双方が受諾した場合は、その内容の合意書を作成する。

5 あっせん案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、部会は、さらに  
あっせん手続を継続することができる。

(あっせん手続の終了)

第10条 あっせん手続は、次に掲げる場合において、市長が地域協議会にあ  
っせんの求めをしたときから6か月を経過したときは終了する。部会が  
手続き終了を相当と判断したときも同様とする。

(1) 相手方の住居所不明等の理由により、書類の送付ができないとき

(2) 相手方から<sup>あいてがた</sup> 手続<sup>てつづき</sup> に<sup>おう</sup> 応じ<sup>むね</sup> ない<sup>かいとう</sup> 旨の回答があったとき。

(3) 相手方が第1回<sup>あいてがた</sup> あっせん<sup>だい</sup> 手続<sup>かい</sup> 期日<sup>てつづき</sup> に<sup>じつ</sup> 出席<sup>しゅつせき</sup> しなかったとき。ただし、

相手方から<sup>あいてがた</sup> 手続<sup>てつづき</sup> に<sup>おう</sup> 応じ<sup>むね</sup> る<sup>かいとう</sup> 旨の回答があったときを<sup>のぞ</sup> 除く。

(4) 相手方から<sup>あいてがた</sup> 応諾<sup>おうだく</sup> 回答<sup>かいとう</sup> が<sup>ない</sup> ないとき。

2 前項<sup>ぜんこう</sup> により<sup>てつづき</sup> あっせん<sup>しゅうりょう</sup> 手続<sup>ぶかい</sup> が<sup>てきぎ</sup> 終了<sup>し</sup> したときには、部会<sup>ぶかい</sup> は、すみやかに、適宜<sup>てきぎ</sup>

<sup>ほうほう</sup> 方法<sup>もうしたてにん</sup> で<sup>てつづき</sup> 申立<sup>しゅうりょう</sup> 人<sup>むね</sup> に<sup>つうち</sup> 手続<sup>しゅうりょう</sup> が<sup>むね</sup> 終了<sup>し</sup> した旨<sup>つうち</sup> を<sup>むね</sup> 通知<sup>つうち</sup> しなければならない。

3 1項<sup>こう</sup> により<sup>てつづき</sup> あっせん<sup>しゅうりょう</sup> 手続<sup>ぶかい</sup> が<sup>むね</sup> 終了<sup>し</sup> したときには、部会<sup>ぶかい</sup> は、その旨<sup>むね</sup> を<sup>ちいききょう</sup> 地域協

<sup>ぎかい</sup> 議会<sup>ほうこく</sup> に<sup>むね</sup> 報告<sup>ほうこく</sup> するものとする。

(<sup>あん</sup> あっせん<sup>ちいききょうぎかい</sup> 案<sup>かいちよう</sup> にか<sup>せんけつ</sup> かる<sup>せんけつ</sup> 地域協<sup>せんけつ</sup> 議会<sup>せんけつ</sup> 会<sup>せんけつ</sup> 長<sup>せんけつ</sup> の<sup>せんけつ</sup> 専<sup>せんけつ</sup> 決<sup>せんけつ</sup>)

第11条<sup>だいじゅう</sup> 部会<sup>ぶかい</sup> が<sup>だ</sup> 出<sup>あん</sup> した<sup>あん</sup> あっせん<sup>とうじしゃそうほう</sup> 案<sup>こうふ</sup> は<sup>まへ</sup> 当事者<sup>まへ</sup> 双方<sup>ぶかい</sup> に<sup>ぶかい</sup> 交付<sup>ぶかい</sup> する<sup>ぶかい</sup> 前<sup>ぶかい</sup> に、部会<sup>ぶかい</sup> と<sup>ぶかい</sup> して

<sup>ちいききょうぎかい</sup> 地域協<sup>ほうこく</sup> 議会<sup>ほうこく</sup> に<sup>あん</sup> 報告<sup>ほうこく</sup> し、<sup>あん</sup> あっせん<sup>ちいききょうぎかい</sup> 案<sup>しょうにん</sup> と<sup>へ</sup> して<sup>へ</sup> 地域協<sup>しょうにん</sup> 議会<sup>しょうにん</sup> の<sup>へ</sup> 承認<sup>しょうにん</sup> を<sup>へ</sup> 経<sup>へ</sup> なければなら  
ない。

2 あっせん<sup>あん</sup> 案<sup>とうじしゃそうほう</sup> の<sup>こうふ</sup> 当事者<sup>きんきゅう</sup> 双方<sup>よう</sup> への<sup>ばあい</sup> 交付<sup>ばあい</sup> が<sup>あん</sup> 緊急<sup>あん</sup> を<sup>あん</sup> 要<sup>あん</sup> する<sup>あん</sup> 場合<sup>あん</sup> には、<sup>あん</sup> あっせん<sup>あん</sup> 案<sup>あん</sup> の

<sup>とりあつか</sup> 取扱<sup>ちいききょうぎかい</sup> いを<sup>かいちよう</sup> 地域協<sup>いちにん</sup> 議会<sup>いちにん</sup> 会<sup>いちにん</sup> 長<sup>いちにん</sup> に<sup>いちにん</sup> 一<sup>いちにん</sup> 任<sup>いちにん</sup> する<sup>いちにん</sup> こと<sup>いちにん</sup> が<sup>いちにん</sup> でき<sup>いちにん</sup> る。